

話題満載

白鳥山森林公園 階段完成!!

平成23年3月、白鳥山森林公園遊歩道階段が、日本宝くじ協会助成事業でこの度、完成いたしました。以前より景観が良く、段差も低くなり、女性の方も大変登りやすくなっておりますので、この機会に登ってみましょう。



こどもの読書週間



図書館では、「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)に伴い、図書館職員おすすめ図書100冊を展示しました。幼児から中学生まで、昨年出版された児童図書からより優れた本を選定し、リストと共に子ども達に紹介しました。標語「友だち100冊つくるんだ」を口ずさみながら本を手にする子ども達の笑顔が印象的でした。

クールビズ 実施します

南部町役場ではこれから夏にかけて電力不足が懸念されることからクールビズ(夏季期間の軽装)を前倒して5月11日より実施し、冷房に係る電力を抑えてまいります。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

自転車教室

4月15日午前中、栄小学校で2・3年生を対象とした自転車教室を行いました。

まずは、教室内で安全に乗るためのルールやマナーなどをビデオなどを使って説明を受けました。

その後グラウンドに出て南部警察署警察官を講師とした実習です。

まずは運行前点検からです。ハンドルがガタついていないか、ブレーキがしっかり利くかなど、安全に乗るためのポイントを丁寧に教えてくれました。その後児童が実際に自転車に乗っての実習です。グラウンドに信号機や横断歩道を作った特設コースで安全に走る方法を教えてもらいました。



しっかり話をきいているかな？

後方確認できてるね！



青信号でも注意して進もう！

自転車で道路を走ると危険な場所がいっぱいです。左右が確認できない場所では飛び出さない、道路を横断する際は車が来ないことをよく確認するなど気をつけて自転車に乗りましょう。また、ハンドルを握る私たちも子供達が飛び出すかもしれないという心がまえで運転するようにしましょう。

選挙管理委員会委員選任

4月30日付けで次の方々が選挙管理委員会委員に選任されました。
公平公正な選挙のためよろしくお願い致します。
(敬称略)

望月 久資(南部)
佐野 長治郎(朝日)
寺田 正美(本郷)
佐野 勝行(天堀)

公平委員会委員選任

5月10日付けで次の方々が公平委員に選任されました。
(敬称略)

望月 昇(中央)
佐野 清井(出)
渡邊 信(内船上)

教育委員任命

5月10日付けで近藤敬子氏・佐野浩道氏が教育委員に任命されました。また、同日の臨時教育委員会で尾山幹雄職務代理が新教育委員長に選出されました。
よろしくお願い致します。(敬称略)



近藤 敬子
新教育委員



佐野 浩道
新教育委員

南部町結婚相談所

よき伴侶探しの手伝い

4月1日付でつぎの方々が結婚相談員に委嘱されました。

(敬称略)
佐野 保子(中野)
木内 倩子(本郷)
田中 金一郎(柳島)
永谷 榮子(南部)
木内 春子(天和)
若林 泰文(内船上)
芦沢 たか子(内船中)
渡邊 公子(井出)
佐野 ひろみ(楮根)
青木 悦彦(文京)
小林 陽子(向田)
芦沢 公子(皐月)
佐野 千鶴子(朝日)
佐野 恵美子(富士見)
佐野 和子(富士見)
三浦 洋子(元宿)

なお相談所は、南部地区・富沢地区で毎月2回ずつ開設されます。

お気軽に相談ください。

【相談所の開設日】

南部地区(南部町総合会館)
毎月第2・4土曜日
午後1時から午後4時
富沢地区(富沢図書館)
毎月第1・3日曜日
午後1時から午後4時

特別児童扶養手当

次の児童を家庭で監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方(養育者)が申請により受取れる手当です。

・心身に障害のある20歳未満の児童、身体障害者手帳1級から3級程度、療育手帳A1からB1程度または同程度の精神障害のある場合

○手当額(月額)

・1級 50,550円
・2級 33,670円

※保護者等の所得による制限があります。

○支払方法

・4・8・11月の年3回、受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

※認定を受けているすべての方は、毎年8月に『所得状況届』を提出していただく必要があります。

障害児福祉手当

心身に障害のある20歳未満の児童で次の身体又は精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の障害者に支給する手当です。(障害年金を受けることができない場合や障害児施設、障害者施設に入所している場合は対象となりません。)

・身体障害者手帳1級から2級程度

度療育手帳A程度または同程度の精神障害のある場合

○手当額(月額)

14,330円
※扶養義務者等の所得による制限があります。

○支払方法

・2・5・8・11月の年4回、受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

※認定を受けているすべての方は、毎年8月に『所得状況届』を提出していただく必要があります。

特別障害者手当

20歳以上で次の身体又は精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給する手当です。(ただし、身体障害者療護施設等に入所している場合や病院等に3カ月以上収容された場合は対象になりません。)

・身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度、又は同程度の精神障害のある場合

○手当額(月額)

26,340円
※扶養義務者等の所得による制限があります。

○支払方法

・2・5・8・11月の年4回、受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

※認定を受けているすべての方は、毎年8月に『所得状況届』を提出していただく必要があります。